

「東京都北区地域防災計画
(平成24年改定)」の概要

(案)

平成24年11月

東京都北区

東京都北区地域防災計画 平成 24 年改定の概要

1. 計画の目的

東京都北区地域防災計画は、北区災害対策本部及び防災機関、その他の諸機関が、有する全機能を有効・適切に発揮し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的としています。

2. 計画改定の経緯

先に北区地域防災計画を修正した平成 20 年以降、北区では平成 22 年 7 月に集中豪雨被害が発生し、また平成 23 年 3 月には未曾有の大災害である東日本大震災が発生しました。

国は、東日本大震災を踏まえて、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正を行い、東京都は平成 24 年 4 月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、また 9 月には東京都地域防災計画修正（素案）を公表しました。

一方北区では、昨年度発生した東日本大震災を、区の災害対策のあり方を再検討する大きな機会と捉えて、昨年度「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」を設置しました。検討会では、北区において甚大な被害が発生しうる震災及び都市型水害について、特に区民・地域との連携なくしては防災対策が成り立たない「避難所開設・運営」「災害時要援護者支援」「備蓄対策」「都市型水害対策及び情報伝達」「防災に関する組織・人材育成及び地域等におけるネットワークづくり」をテーマとして議論を重ね、「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」をいただいたところです。

この提言を区が主導して実現していくため、また（そのような視点を持って）実効性の高い地域防災計画を策定するため、北区では今年度、東京都北区地域防災計画の改定に取り組んでいます。改定に際して、警察署、消防署の協力も得ながら、庁内に防災対策のテーマに応じた「応急対策部会 1：避難所運営と人材育成」「応急対策部会 2：災害時要援護者支援」「風水害対策部会」「復旧・復興対策部会」及び各作業部会を設け、具体的な議論と改定作業を重ねて参りました。平成 24 年 10 月 11 日には、「地域防災計画の改定に伴う『関係者による公聴会』」を開催し、昨年度検討会の委員の皆様や区議会各派代表等にご報告するとともに、ご意見を伺ったところです。

以上のような北区内での検討や取組を基盤に、国や東京都の動きを踏まえて本年、「東京都北区地域防災計画（平成 20 年修正）」の大幅な改定に取り組みます。

【参考】北区ホームページ：東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会
提言 <http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/inform/767/076776.htm>
議事録 <http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/inform/768/076872.htm>

3. 計画の主な改定内容

以下では、今回の平成24年改定で、既往計画を見直して大幅に拡充した項目、及び新たに追加した項目について示します。

第1編 総則

目次体系	
【基本方針】	
第1部 計画の概要	
第1章 計画の目的	
第2章 計画の性格及び範囲	
第3章 計画の修正	
第4章 計画の習熟	
第2部 区の概況	
第1章 位置	
第2章 地形と地質	
第3章 人口	
第4章 被害想定	更新
第5章 地域危険度	
第6章 災害への対応の時間経過による変化	
第3部 平成24年改定の概要	
	新規
第4部 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標 (減災目標)	
	新規

第2部 区の概況

第4章 被害想定 更新

平成24年4月に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」における、北区の被害想定の内容を反映します。

東京都の新たな被害想定では、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）がされました。

「首都直下地震等による東京の被害想定」想定地震（平成24年4月）

種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード（以下「M」と表記）7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

想定するシーン

- | | |
|---------|-----------------|
| ①冬、朝5時 | いずれも風速4m/秒、8m/秒 |
| ②冬、昼12時 | |
| ③冬、夕18時 | |

以下に、被害想定の一例として、すべての想定地震の冬の夕 18 時・風速 8 m/秒の想定結果と、東京湾北部地震 (M7.3) の想定結果を示します。

東京都北区に係る被害想定 比較表①

※「首都直下地震等による東京の被害想定」より、被害想定を行っているすべての地震について、冬の夕方 18 時・風速 8m/秒の想定結果を抜粋

条件	規模	東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)	
	時期及び時刻	冬の夕方 18 時				
	風速	8m/秒				
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	2,658	1,657	1,200	1
		液状化(棟)	29	25	19	0
		急傾斜地崩壊(棟)	104	104	105	7
		計	2,792	1,786	1,324	9
	火災	出火件数(件)	14	9	6	1
		焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	620	304	254	9
	ライフ ライン	電力(停電率)	11.3	7.4	5.6	0.0
		固定電話(不通率)	1.7	0.7	0.6	0.0
		ガス(供給停止率)	0.0~57.9	0.0~49.2	0.0~44.7	0.0~0.0
		上水道(断水率)	32.6	27.4	41.6	2.9
		下水道(管きよ被害率)	26.0	24.8	24.1	17.7
	エレベーター閉じ込め台数(台)	99	87	81	32	
	震災廃棄物(万 t)	101	77	65	3	
	人的被害	死者(人)	126	79	60	1
		うち災害時要援護者死者数(人)	94	59	44	1
		負傷者(人)	2,837	2,090	1,780	64
		うち重傷者(人)	268	172	129	4
避難者(人)		73,410	58,139	66,784	3,827	
滞留者数(人)		247,350	247,350	247,350	247,350	
うち帰宅困難者数(人)		69,466	69,466	69,466	69,466	
自力脱出困難者(人)	865	541	392	0		

東京都北区に係る被害想定 比較表②

※「首都直下地震等による東京の被害想定」より、東京湾北部地震（M7.3）の想定結果を抜粋

条件	規模	東京湾北部地震（M7.3）						
	時期及び時刻	冬の朝 5時		冬の昼 12時		冬の夕 18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	2,658		2,658		2,658	
		液状化(棟)	29		29		29	
		急傾斜地崩壊(棟)	104		104		104	
		計	2,792		2,792		2,792	
	火災	出火件数(件)	5		7		14	
		焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	186	193	278	289	597	620
	ライフ ライン	電力(停電率)	10.5		10.6		11.3	
		固定電話(不通率)	0.7		0.8		1.7	
		ガス(供給停止率)	0.0 ~ 57.9		0.0 ~ 57.9		0.0 ~ 57.9	
		上水道(断水率)	32.6		32.6		32.6	
		下水道(管きょ被害率)	26.0		26.0		26.0	
		エレベーター閉じ込め台数(台)	97	98	98	98	99	99
		震災廃棄物(万t)	100	100	100	100	101	101
	人的被害	死者(人)	184	184	103	104	125	126
		うち災害時要援護者死者数(人)	102	103	75	75	93	94
負傷者(人)		4,298	4,298	2,534	2,534	2,836	2,837	
うち重傷者(人)		393	393	239	239	267	268	
避難者(人)		71,534	71,565	71,931	71,982	73,310	73,410	
滞留者数(人)		-	-	247,350		247,350		
うち帰宅困難者数(人)		-	-	69,466		69,466		
	自力脱出困難者(人)	1,328		774		865		

第3部 平成24年改定の概要

北区では、次のような基本方針に基づいて「東京都北区地域防災計画」の平成24年改定を行います。

- (1) 国や東京都の動向も十分踏まえるとともに、東日本大震災など過去の大災害等から得た教訓を可能な限り反映した計画とします。
- (2) 震災対策については、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月公表）」を踏まえ、減災目標等を見直すとともに、区における取組内容を明確化します。
- (3) 「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」や、北区の地域特性等を踏まえた計画とします。
- (4) 自助・共助・公助の役割をいま一度明確にして、それぞれの主体の力を強めるための方策を一層推進します。特に公助の主体である区は、防災に関する業務内容を明確化して、全庁的な防災態勢を強化します。
- (5) 災害対策基本法の改正の趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進します。

第4部 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定

北区ではこれまで、平成20年に修正した北区地域防災計画及び北区防災対策推進5ヶ年計画に基づき、減災目標を定め、災害対策を推進してきました。また、「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」の提言に基づき、今年度から新たに着手した事業もあります。

一方、平成24年11月に改定予定の東京都地域防災計画では、「災害対策を推進する目的には、災害による人的、物的被害を軽減することのみにとどまらず、都民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれる。このため、こうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を『被害軽減と都市再生に向けた目標』へと改めたうえで、目標を定める。」としています。

この趣旨に即して北区では、今回の計画改定にあたり、災害対策を推進する目標を、被害を軽減する減災の観点と、早期からの復旧・復興対策の着手という観点から捉え「被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標」とし、下記のとおり定めることとしました。北区ではこれらの目標を10年以内に達成できるようにします。

目標 1

- ① 死者を6割減少させる：被害想定約180※人→約70人以下
※ 想定されている最大の死者数：184人
(東京湾北部地震・冬の朝5時・風速4または8m/秒)
- ② 避難者を約4割減少させる：同約7.3万人→約4.4万人以下
※ 想定されている最大の避難者数：73,410人
(東京湾北部地震・冬の夕18時・風速8m/秒)
- ③ 建築物の全壊棟数を約6割減少させる：同約3,400棟→約1,300棟以下
※ 想定されている最大の全壊棟数：3,412棟
=原因別建物全壊2,792棟+火災による焼失(倒壊含まない)620棟
(東京湾北部地震・冬の夕18時・風速8m/秒)

《目標を達成するための主な対策》

- 建物の耐震化
- 家具類の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- 救出・救護体制の強化
- 木造住宅密集地域の不燃化
- 区民や事業者の火災対応力の強化
- 消防力の充実・強化

目標 2

東京都と連携し、帰宅困難者の安全を確保する

《目標を達成するための主な対策》

北区帰宅困難者対策基本方針より

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなど事前準備の啓発
- 徒歩帰宅困難者のための帰宅支援道路を指定し、滞留者等に案内・広報
- 沿道の帰宅支援ステーション等を整備し、より一層の安全・安心を確保

目標 3

避難所の環境整備などに努めるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

《目標を達成するための主な対策》

- 避難所運営態勢の強化
- ライフラインの早期復旧
- 応急危険度判定の迅速化
- 復興態勢の強化

第2編 施策ごとの具体的計画

第1部 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

目次体系	
第1章 区、区民、事業者の基本的責務	拡充
第2章 防災機関業務大綱	

第1章 区、区民、事業者の基本的責務 **拡充**

〈基本理念〉

地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業者が地域の中で相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして、第三に区民及び事業者と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくという考え方を基本理念とします。

〈基本的責務と役割〉

基本理念を踏まえて、本計画における区、区民及び事業者の基本的責務と役割を、次のように定めます。

(1) 区の責務

区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建及び安定と、まちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- ① 区は、北区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に推進していかなければならない。また、地域防災計画を定期的に見直し、この計画に基づく災害予防、応急及び復旧対策等を充実させなければならない。
- ② 区は、区民及び事業者による自助・共助の活動に対し、助言及び支援を行う。
- ③ 区職員は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建及び安定と、まちの復興を図るため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

(2) 区民の責務

区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

- ① 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - イ 家具の転倒・落下・移動の防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食料の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ② 区民は、災害後の区民生活及び事業活動の再建及び安定と、まちの復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び復興に努めなければならない。
- ③ 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、災害後の区民の生活再建及び安定と、まちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- ① 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における区民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- ② 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号 平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。

- ③ 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- ④ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺区民に対する災害対策活動の実施等、周辺区民等との連携及び協力を努めなければならない。
- ⑤ 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」とする）を作成しなければならない。

第2部 区民と地域の防災力向上

【基本方針】

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっています。

北区に住み、生活をおくる区民、自主防災組織、事業者等は、「自らの生命・まちは自ら守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに区民、事業者、区、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を推進します。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
【予防対策】		
1 自助による区民の防災力向上	(1) 区民による自助の推進	拡充
	(2) 災害時要援護者世帯等における自助の推進 ① 災害時要援護者名簿への登録の推進 ② 備蓄の推進 ③ 災害時要援護者による「自助」への指導・支援	拡充
	(3) 防災意識の啓発 ① 区民向けの啓発の一層の推進 ② 職員向けの災害対策の意識啓発	拡充
	(4) 防災教育・防災訓練の充実 ① 中学生地域防災力向上プロジェクトの継続 ② 子ども防災プロジェクトの継続 ③ 区民等を対象とした各種訓練の充実	拡充
	(5) 外国人支援対策	拡充
2 地域による共助の推進	(1) 地区防災会議等を主体とした防災態勢の構築に向けた「地区防災運営協議会」の設置	新規
	(2) 自主防災組織等の活動の活性化	拡充
3 消防団の活動体制の強化		
4 事業者による自助・共助の強化		拡充
5 ボランティアとの連携	(1) 北区防災ボランティアの育成 (2) ボランティアの活動拠点の明確化	拡充
	【応急対策】	
1 自助による応急対策の実施	(1) 外国人の情報収集等に係る支援	拡充
2 地域による応急対策の実施		
3 消防団による応急対策の実施		
4 事業者による応急対策の実施		
5 ボランティアとの連携		
6 応急教育・応急保育		

【予防対策】

1 自助による区民の防災力向上

(1) 区民による自助の推進 **拡充**

- ・区民は、日頃から、生命を守るために必要不可欠な3日分程度の飲料水、食料や非常持ち出し品及び簡易トイレの準備をはじめ、出火防止や家具類の転倒等防止、住宅用火災警報器等の設置等やブロック塀の点検補修など、住まい内外の安全対策に取り組む。
- ・区民は、日常的に使用しているものの中に「使用対象者が限られるなどの特別なもの」がある場合は「1週間分の備蓄」を努力目標とし、その実施を呼びかける。医薬品等の備蓄が難しいものについては、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものの備蓄を呼びかける。
- ・区民は、日頃から、避難場所・避難所・避難経路や、家族間等の連絡方法の確認をしておく。さらには町会・自治会、自主防災組織などが行う行事への積極的な参加を通じて、近隣との顔の見える関係づくりに励む。

(2) 災害時要援護者世帯等における自助の推進 **拡充**

① 災害時要援護者名簿への登録

- ・区では、災害発生時に、必要な情報の取得や、災害から身を守るための適切な行動をとる上で支援を必要とする人を「災害時要援護者」と位置付け、その方々を事前に把握するため「災害時要援護者名簿への登録申請制度」を設けており、支援態勢の構築を進めている。
- ・区民は、「北区における災害時要援護者支援のあり方の定義」等を熟考し、災害発生時の支援を必要とする場合は、同名簿に登録することで、自主防災組織や区等へ事前に情報を提供する。

⇒ p31 第9部 避難者対策【予防対策】1 避難態勢の整備

(1) 北区における災害時要援護者支援のあり方の定義 参照

② 備蓄の推進 [再掲]

- ・区民は、日常的に使用しているものの中に「使用対象者が限られるなどの特別なもの」がある場合は「1週間分の備蓄」を努力目標とし、その実施を呼びかける。医薬品等の備蓄が難しいものについては、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものの備蓄を呼びかける。

③ 災害時要援護者の自助への助言・支援

- ・区は、災害時要援護者の当事者団体等の自助の活動に対し、助言及び支援を行う。

- ・区は、災害時要援護者が日頃から備えておくべきことや災害時にとるべき行動等を記した「災害時要援護者防災行動マニュアル」等を活用し、災害時要援護者による「自助」を支援する。
- ・区は、消防署が災害時要援護者世帯を対象として実施する「総合的な防火防災診断」等と連携を図り、日頃からの備えや災害時にとるべき行動に対し助言・支援を行う。
- ・区は、災害時要援護者（高齢者や障害者がいる）世帯の希望者を対象に家具の転倒・落下防止器具の取付経費の一部助成事業等を行っており、今後も継続して実施する。

（３）防災意識の啓発 **拡充**

①区民への防災意識啓発の推進

- ・区は、関係機関等と連携し、区民向けの啓発の一層の推進に取り組む。その一環として、自助・共助の重要性や日頃から必要となる備えなどを、わかりやすく伝える「防災意識啓発パンフレット」を作成する（平成 25 年度）。

②職員への災害対策の意識啓発の推進

- ・区は、区職員向けに行動マニュアル手帳を作成し、災害対策業務の意識付けと区職員の個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。

（４）防災教育・防災訓練の充実 **拡充**

①中学生地域防災力向上プロジェクトの継続

- ・区は、災害時に地域の力として重要な役割を担うことが期待される中学生の防災活動への興味を向上させ、将来の地域防災リーダーとして育成することを目的とした「中学生地域防災力向上プロジェクト」を今後も継続して行う。さらに、地域の防災活動への参加も促すことで、地域一体での防災力の向上を図る。

②子ども防災プロジェクトの継続

- ・区は、小学生以下の児童を対象に、災害時に必要な基本的知識としての「自分を守る」「人を助ける」という自助・共助の精神を学び、将来の防災リーダーの芽を醸成する「子ども防災プロジェクト」を、継続して行う。

③区民等を対象とした各種訓練の充実

- ・区は、全ての区民が自信をもって災害に対応できるよう、地震等の疑似体験を通して、防災に関する知識、対処法を身につける。防災訓練では初歩的な基礎訓練を中心に実施する。

- ・自主防災組織や事業者等は、区や関係機関と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、区等とともに検証を必ず行い、必要に応じて各種計画やマニュアル等の修正に反映させる。

(訓練例)

- 避難所運営訓練
- 帰宅困難者対策訓練
- 水防訓練 など

(5) 外国人支援対策 **拡充**

- ・区は、都や国際交流団体等とも連携し、外国人に対する防災知識を普及するとともに、今後、災害発生時に備えた情報提供手段等の整備を都と連携して推進していく。

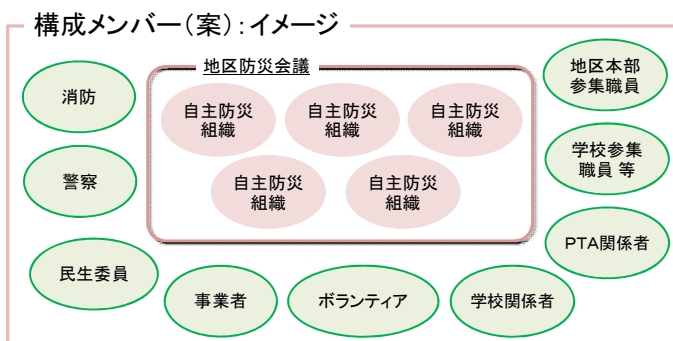
2 地域による共助の推進

(1) 地区防災会議等を主体とする「地区防災運営協議会」の設置 **新規**

- ・過去の災害でも、日頃から地域内の連携が十分図られていることが、避難所運営態勢の早期確立につながり、その後の対応がスムーズに進んだ。区でもこれまで、自主防災組織の合議体として地区防災会議を結成し活動を支援してきたが、その活動状況は地域により様々である。
- ・区では新たに、地区防災会議を主体に地域の関係者が介する「地区防災運営協議会」を設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上を図り、ひいては災害発生時における自主防災組織等を主体とした防災態勢の迅速な構築につなげる。

19の地区防災会議に対し、平成25年度より3カ年を目標に、地区防災運営協議会の設置を目指す。

地区防災運営協議会



- ★役割
- ・地域の防災意識の啓発
 - ・災害に関するネットワークの強化
 - ・避難所の運営マニュアルの検証
 - ・地区防災会議活動計画書の改定 等
- ★地区防災運営協議会を設置することで期待できる効果
- ・地区防災会議の活性化策の一つとなる。
 - ・地区防災会議の主体性を尊重しながら、新しい活動の可能性が広がる。
 - ・地域防災に関わる人々の間で、顔の見える関係ができる。

(2) 自主防災組織等の活動の活性化 **拡充**

- ・区は、自主防災組織間の情報交換や、次世代の防災リーダーの育成を目指して、自主防災組織やそのリーダーを対象とした講習会や交流会を開催する。
- ・区は、区民が集まる場や機会を捉えて、防災に関する出展や出前講座を行うことで、防災意識の啓発や、東日本大震災の経験を風化させないための活動を行う。
- ・区は、自主防災組織等の活動の活性化を図るため、区民等に対し、自主防災組織等の活動に関する情報を提供する。

4 事業者による自助・共助の強化 **拡充**

- ・事業者は、災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して各種防災対策を図っておく必要がある。

5 ボランティアとの連携

(1) 北区防災ボランティアの育成 **拡充**

- ・区は、「北区防災ボランティア」※を、引き続き区民より募集し、育成する。

※ 北区防災ボランティアは、災害発生時に可能な限り近隣の災害応急活動に従事して地域の安全確保に協力し、地域の安全が確保された後は、他県等から参集するボランティアの受入、調整及び必要な活動のあっ旋等を行う。

(2) ボランティアの活動拠点の明確化 **拡充**

- ・区は、災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から北区市民活動推進機構、北区社会福祉協議会等と連携し、その準備を進める。
- ・区は、迅速な受援態勢の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点を明確化し、その設置・運営支援に向けた準備を進める。

【応急対策】

1 自助による応急対策の実施

(1) 外国人の情報収集等に係る支援 **拡充**

- ・区は、都が設置する「外国人災害時情報センター」と情報交換し、在住外国人に対して情報提供を行う。

第3部 安全なまちづくりの実現

【基本方針】

地震による災害から区民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市の機能を維持するために、「都市計画マスタープラン」や東京都の「防災都市づくり推進計画」に示された、安全で災害に強いまちの実現に向けて、防災まちづくり事業を推進し、都市構造そのものの防災性を高める取り組みを推進していきます。また、同時に、地域の防災機能の向上に有用である道路・河川の整備や、公園などのオープンスペースの確保の取組も推進していきます。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
【予防対策】		
1 安全に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災まちづくり事業の推進 ・ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型）の推進 ・ 都市防災不燃化促進事業の推進 ・ 市街地再開発事業の推進 ・ 土地区画整理事業の推進 ・ 道路橋梁等の整備 ・ オープンスペースの整備・活用 ・ 街区公園・児童遊園の整備 ・ 防災公園の整備 ・ 木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 	拡充
2 建築物の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 ・ 木造民間住宅耐震化促進事業 ・ 分譲マンション耐震改修促進事業 ・ 賃貸マンション耐震診断助成事業 ・ 区営住宅の耐震補強 ・ 公共施設の耐震補強 	拡充
3 液状化、長周期地震動への対策の強化		
4 出火、延焼等の防止		
【応急対策】		
1 消火・救助・救急活動		
2 河川等の応急対策による二次災害防止		
3 危険物等の応急措置による危険防止		
【復旧対策】		
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復		

第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【基本方針】

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要があります。

また、発災後の都民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能の確保が不可欠です。

そこで本章では、区民のくらしや都市機能を支える交通ネットワークやライフライン確保についての対策を示します。

目次体系	
【基本方針】	
【予防対策】	
1	道路・橋梁
2	鉄道施設
3	河川施設等
4	緊急輸送ネットワークの整備
5	水道
6	下水道
7	電気・ガス・通信等
8	ライフラインの復旧活動拠点の確保
【応急対策】	
1	道路・橋梁
2	鉄道施設
3	河川施設等
4	水道
5	下水道
6	電気・ガス・通信等
【復旧対策】	
1	道路・橋梁
2	鉄道施設
3	河川施設等
4	水道
5	下水道
6	電気・ガス・通信等

第5部 広域的な視点からの応急対応力の強化

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多く命を救うことに繋がります。このため、区災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、区内、東京都、関係機関等との迅速かつ円滑な連携ができる態勢の強化が必要になります。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要です。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要になります。

そこで本章では、大規模な地震が発生した場合における、北区災害対策本部の態勢や、他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示します。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
【予防対策】		
1 初動対応態勢の強化	(1) 災害対策本部態勢の強化	拡充
	(2) 地区本部態勢の強化 ① 地区本部の態勢・役割等の見直し ② 地区本部参集職員の活動支援	拡充
	(3) 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	拡充
	(4) 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	拡充
	(5) 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	拡充
	(6) 各種訓練の充実	拡充
	(7) （仮称）防災職員住宅居住者の活用	新規
2 事業継続体制の確保		
3 消火・救助・救急活動態勢の整備		
4 連携体制の構築	(1) 災害時相互応援協定の締結の推進	拡充
5 応急活動拠点の整備	(1) ボランティアの活動拠点の明確化	拡充
	(2) 自衛隊活動拠点の明確化	拡充
【応急対策】		
1 初動態勢		
2 消火・救助・救急活動		
3 応援協力・派遣要請		
4 応急活動拠点の調整		

【予防対策】

1 初動対応態勢の強化

(1) 災害対策本部態勢の強化 **拡充**

- ・区は、各種訓練の実施等を通じ、また業務継続計画を踏まえて、災害対策本部各部の業務及び必要人員等を継続的に見直す。

(2) 地区本部態勢の強化 **拡充**

①地区本部の態勢・役割等の見直し

- ・災害発生時、地区防災会議は、管轄内の被害状況及び避難所の情報集約・本部報告を行う地域の拠点として、地域振興室内に「地区本部」を設置し、地域振興室長及び地区本部参集職員が、地区本部の設置・運営支援を行う。
- ・区は、地区本部への支援態勢をより強化するため、所管地域の面積、避難所数等に応じて地区本部参集職員数を見直すとともに、災害発生時における地域振興室長の代行者を明確にしておく。
- ・区地域振興室長等は、日頃から地区防災運営協議会等に参加し、自主防災組織等との間に顔の見える関係を築いておく。

②地区本部参集職員の活動支援

- ・区は、地区本部の設置から対応を時系列に沿って記した「地区本部運営マニュアル」を作成する。
- ・各地区本部では、地域等の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各地区本部版のマニュアルを作成し、そのマニュアルを用いた参集訓練や地区本部設置・運営訓練を行い、地域振興室長等のスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

(3) 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 **拡充**

- ⇒ p35 第9部 避難者対策【予防対策】3 避難所の管理運営態勢の整備等
(3) 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 参照

(4) 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 **拡充**

- ⇒ p35 第9部 避難者対策【予防対策】3 避難所の管理運営態勢の整備等
(4) 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 参照

(5) 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化 **拡充**

- ⇒ p36 第9部 避難者対策【予防対策】3 避難所の管理運営態勢の整備等
(5) 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化 参照

(6) 各種訓練の充実 **拡充**

- ・区は、防災関係機関等と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、検証を必ず行い、必要に応じて地域防災計画や各種マニュアル等の修正に反映させる。区職員においては特に、交代時の引き継ぎを重視する。

避難所運営訓練

災害対策本部、各部設置訓練、業務継続計画(BCP)に基づく訓練

職員参集訓練、職員避難訓練

帰宅困難者対策訓練

防災証明発行訓練

水防訓練 など

(7) (仮称) 防災職員住宅居住者の活用 **新規**

- ・区では、通常業務と兼務して夜間・休日等における防災業務に従事する職員を対象とした(仮称)防災職員住宅の整備を検討中であり、その居住者の地区本部参集職員や学校参集職員等としての活用を検討する。

4 連携体制の構築

(1) 災害時相互応援協定の締結の推進 **拡充**

- ・区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課が主体となり、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。
- ・区は、他自治体や関係機関からの応援職員や応急危険度判定員の受入に備えて、備蓄や宿泊スペース等の検討を進める。
- ・区は今後、応援及び受援計画の策定を推進する。

5 応急活動拠点の整備

(1) ボランティアの活動拠点の明確化 [再掲] **拡充**

- ・区は、災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から北区市民活動推進機構、北区社会福祉協議会等と連携し、その準備を進める。

- ・区は、迅速な受援態勢の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点を明確化し、その設置・運営支援に向けた準備を進める。

(2) 自衛隊活動拠点の明確化 拡充

- ・区は、迅速な受援態勢の構築のため、自衛隊と十分協議し、災害時の活動拠点を定めておく。

※現行計画において活動拠点としている自衛隊十条駐屯地は、実質的に困難なため、道路付けが良く、ヘリコプター等の発着も可能な場所を確保する。

第6部 情報通信の確保

【基本方針】

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせません。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要があります。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となります。

そこで本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、区民への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示します。

目次体系	主な取組
【基本方針】	
【予防対策】	
1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	
2 区民等への情報提供体制の整備	(1) 区民等への情報提供ツールの充実 拡充
3 区民相互の情報連絡等の環境整備	
【応急対策】	
1 防災機関相互の情報通信連絡体制 (警報及び注意報などの第一報)	
2 防災機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)	
3 広報・広聴等	
4 広聴態勢	
5 区民相互の情報連絡等	

【予防対策】

2 区民等への情報提供体制の整備

(1) 区民等への情報提供ツールの充実 拡充

- 区では、区民等に対して、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話へのメール配信等、様々な手段を用いて災害に関する情報を提供しており、その活用を呼びかけている。情報提供体制のさらなる強化を図るため、今後、ソーシャルネットワークサービス、ツイッター、フェイスブックなど多様な媒体活用の検討をする。

第7部 医療救護等対策

【基本方針】

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければなりません。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に対応する必要があります。

そこで本章では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、遺体の火葬について示します。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
【予防対策】		
1 初動医療態勢の整備	(1) 北区災害医療コーディネーターの設置	新規
	(2) 緊急医療救護所の設置場所の確保	新規
	(3) 医療救護所の設置場所の確保	拡充
	(4) 医療救護活動拠点の設置場所の確保	新規
2 医薬品・医療資器材の確保		
3 医療施設の基盤整備		
4 遺体の取扱い	(1) 遺体安置場所の確保	拡充
	(2) 遺体安置のための資機材の確保	拡充
【応急対策】		
1 初動医療態勢		
2 医薬品・医療資器材の供給		
3 医療施設の確保		
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等		
【復旧対策】		
1 防疫態勢の確立		
2 火葬	(1) 火葬に関する都、他自治体の応援協力態勢の構築	拡充

【予防対策】

1 初動医療態勢の整備

(1) 「北区災害医療コーディネーター」の設置 **新規**

- ・区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「北区災害医療コーディネーター」を新たに設置する。
- ・区は、「北区災害医療コーディネーター」が、その機能を発揮できるよう、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握するための情報連絡態勢を構築する。

災害医療コーディネーター

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
区市町村災害医療 コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター

(2) 緊急医療救護所の設置場所の確保 新規

- 区は、超急性期に、災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う「緊急医療救護所」の設置場所を、災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所に確保する。

(3) 医療救護所の設置場所の確保 拡充

- 区は、次の7か所の学校避難所、及び3か所の区健康いきがい課健康相談係を、発災直後の医療救護所の設置場所として確保する。

医療救護所となる学校避難所

No.	学 校 名	住 所
1	西浮間小学校	北区浮間 2-7-1
2	赤羽岩淵中学校	北区志茂 1-19-14
3	桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘 2-6-11
4	明桜中学校	北区王子 6-3-23
5	十条富士見中学校	北区十条台 1-9-33
6	滝野川第五小学校	北区昭和町 3-3-12
7	飛鳥中学校	北区西ヶ原 3-5-12

医療救護所となる健康相談係

No.	組 織 名	住 所
1	北区健康いきがい課 王子健康相談係	北区王子本町 1-15-22
2	北区健康いきがい課 赤羽健康相談係	北区赤羽南 1-13-1
3	北区健康いきがい課 滝野川健康相談係	北区西ヶ原 1-19-12

(3) 医療救護活動拠点の設置場所の確保 **新規**

- ・区は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する「医療救護活動拠点」を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるよう、北区保健所に態勢を整備する。

4 遺体の取扱い

(1) 遺体安置場所の確保 **拡充**

- ・区は、被害想定を前提に、以下の要件を踏まえ遺体安置場所の確保について検討しておく。
 - 安置するスペース
 - 安置する期間（長期間が予想される）
 - 水等ライフラインの確保
 - 必要な資機材の確保と搬入
- ・区は発災後、遺体安置場所について、速やかに都及び警察署に報告し、また区民への周知を図ることができるよう、態勢を整備する。

(2) 遺体安置のための資機材の確保 **拡充**

- ・区は、棺、ドライアイスなど必要な資機材について、備蓄の活用、（葬祭関係）事業者等や他自治体への協力要請により調達確保する。あらかじめ、必要な資機材については、被害想定等を踏まえ、必要数量を試算しておくとともに、（葬祭関係）事業者等との事前協定、他自治体との応援協定等による調達・確保する体制を構築しておく。

【復旧対策】

2 火葬

(1) 火葬に関する都、他自治体の応援協力態勢の構築 **拡充**

- ・平常時に使用されている火葬場の被災状況を把握し、使用が困難な場合には搬送も含め、都や応援協定に基づく他自治体に協力を要請する。
- ・震災後、速やかに火葬場に関する情報について、区民への広報を実施する。

第8部 帰宅困難者等対策

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、北区内においても大きな混乱が生じることが想定されます。事業者や学校などにおいては、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要があります。また、災害時要援護者を優先とする帰宅困難者の搬送についても、国や東京都を中心とした広域的な応援調整が必要となります。

そこで本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携した取組を示しており、これらを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅の実現を目指します。

目次体系	主な取組
【基本方針】	
【予防対策】	
1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	(1)「北区帰宅困難者対策基本方針」の策定 新規
	(2)事業者における備蓄等の推進 拡充
	(3)駅前滞留者対策協議会の設置 拡充
2 帰宅困難者への情報通信態勢整備	
3 一時滞在施設の確保	拡充
4 徒歩帰宅支援のための態勢整備	拡充
【応急対策】	
1 駅周辺での混乱防止	
2 事業者等における帰宅困難者対策	
【復旧対策】	
1 徒歩帰宅者の代替輸送	
2 徒歩帰宅者の支援	

【予防対策】

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

(1) 「北区帰宅困難者対策基本方針」の策定 新規

- ・区では、東日本大震災での区の対応や「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」等を経て、北区における帰宅困難者対策の課題を抽出・整理してきた。

このたび都が公布した「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえて、区では、区民・事業者等の一層の安全安心を図るため、「北区帰宅困難者対策基本方針」を次のように定める。これに基づいて、各種対策を推進していく。

北区帰宅困難者対策基本方針

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発
- 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路を指定し、滞留者等に案内・広報
- 沿道の帰宅支援ステーション等を整備し、より一層の安全・安心を確保

(2) 事業者における備蓄等の推進 **拡充**

- ・事業者は、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画または事業継続計画に反映させ、全従業員に周知しておく。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者の安全確保の方針についても定めておく。
- ・事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の一斉帰宅抑制のための従業員等の備蓄の考え方を踏まえ、従業員等が企業等の施設内に一定期間（当初の目安：発災後3日間）待機するために必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等を備蓄しておく。
- ・事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- ・このような取組を推進するために、区は事業者に対し、情報提供や助言に努める。

(3) 駅前滞留者対策協議会の設置 **拡充**

- ・区は、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都、鉄道事業者と連携し、所轄の警察署・消防署、駅周辺事業者等を構成員とする「駅前滞留者対策協議会」の設置を推進する。

3 一時滞在施設の確保 **拡充**

- ・区は、都の指定する一時滞在施設とあわせ、所管する施設を一時滞在施設として指定し、区民等に周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。
- ・区は、地元事業者との間に、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。

4 徒歩帰宅支援のための態勢整備 拡充

- ・ 区は、都と連携し、帰宅困難者等への情報提供体制を整備して区民や事業者等に周知する。
- ・ 区は、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民や事業者等に周知する。
- ・ 区は、徒歩帰宅者が円滑に区内を通過し帰宅できるよう帰宅支援対象道路を指定し、安全・安心の確保に努める。

第9部 避難者対策

【基本方針】

区民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、災害発生時の避難体制を整備しておくことが必要です。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要となります。

そこで本章では、避難者対策として、東京都と連携した避難場所の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難態勢の整備に係る取組を定めます。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
【予防対策】		
1 避難態勢の整備（災害時要援護者対策を含む）	(1) 北区における災害時要援護者支援のあり方の定義	拡充
	(2) 災害時要援護者の把握	拡充
	(3) 災害時要援護者支援における自主防災組織や関係機関等との連携の強化	拡充
2 避難所・避難場所等の指定・安全化	(1) 災害時要援護者の避難態勢の強化 ①「二次避難所」の「福祉避難所」への改称 ②災害時要援護者の避難体系の見直し	拡充
	(2) 避難所等の安全確認態勢の強化 ①民間建築士等との連携の強化 ②建物被災状況簡易チェックシートの作成	拡充
3 避難所の管理運営態勢の整備等	(1) 避難所運営マニュアルの作成	拡充
	(2) 避難所の鍵の預託の推進	拡充
	(3) 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 ①学校参集職員の役割・人数等の見直し ②学校参集職員の活動支援	拡充
	(4) 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 ①学校職員※の活動支援 ②閉校施設の初期運営態勢の強化	拡充
	(5) 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化 ①庁内態勢の（再）構築 ②福祉避難所の（初期）運営における自主防災組織、関係機関等との連携の強化	拡充
	(6) 避難所生活における女性への支援策の充実	拡充
【応急対策】		
1 避難誘導		
2 避難所の開設・運営		
3 動物愛護		
4 ボランティアの受入		
5 被災者の他地区への移送		
6 避難所外の避難者への対応		

※学校職員：教員のほか事務・用務等の職員を含む

【予防対策】

1 避難態勢の整備

(1) 北区における災害時要援護者支援のあり方の定義 **拡充**

- ・区は、支援をする側と受ける側の双方の視点を持って、北区として実現を目指す災害時要援護者支援のあり方をあらためて定義し、区民、自主防災組織、防災関係機関、事業者、区等が共通認識を持って災害時要援護者支援の実現を目指すよう、促していく。

北区における災害時要援護者支援のあり方(案)

●北区における災害時要援護者支援とは、基本的に、大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等が「災害時要援護者名簿」を用いて、避難所で災害時要援護者の避難状況を確認すること、その結果、不在の災害時要援護者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指す。以上を、災害の発生から3日以内を目標として実施する。

●状況次第では命に関わる方^{*}に対しては、(上記に限らず)区、関係機関等が主体となり安否確認等を行う。

※例えば、人工呼吸器等の電子機器を使用している方へは、停電時にも安否確認が必要になる

- ・区は、災害時要援護者支援のあり方とその限界^{*1}、また災害時要援護者の定義^{*2}等を区民に広く周知し、理解を得るよう努める。その際、北区ニュースやホームページ等を活用するとともに、特に災害時要援護者(とその家族)からの理解を得るため、「災害時要援護者名簿」の登録申請書等にその旨を追記する。

※1 「災害時要援護者名簿」に登録していても、災害時の状況次第では安否確認等がされないおそれがあること等

※2 本人または家族などの同居者のみでは、災害時に避難等を行うことが困難な方

(2) 災害時要援護者の把握 **拡充**

- ・区は、関係機関^{*}とも連携を図り、支援を必要とする要援護者の抽出及び名簿登録に向けた働きかけ等を進める。また、医療機関等とも連携し、災害時支援のあり方等についての検討を進める。

※ 民生委員、高齢者あんしんセンター、介護保険事業者等

- ・区が、災害時要援護者を対象として実施する事業(例えば、全高齢者実態把握調査のフォローアップ事業等)との連携も図り、災害時要援護者の把握に努める。

- ・（現行の「災害時要援護者名簿」のほかに）区として支援が必要と思われる方の情報をまとめた「関係機関共有名簿」を新たに作成し、該当者に名簿登録等を重点的に働きかけていくとともに、災害時の迅速な安否確認に備える。

（３）災害時要援護者支援における自主防災組織や関係機関等との連携の強化 **拡充**

- ・〔再掲〕区は、関係機関[※]とも連携を図り、支援を必要とする災害時要援護者の抽出及び名簿登録に向けた働きかけ等を進める。また、医療機関等とも連携し、災害時支援のあり方等についての検討を進める。
- ・区は、自主防災組織単位での災害時要援護者支援態勢の構築を推進するため、事前の災害時要援護者名簿の受け取りを推進する。また、災害時要援護者名簿を活用した支援事例の情報提供等を通じて、自主防災組織単位での災害時要援護者支援態勢の構築を支援する。
- ・〔再掲〕区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課が主体となり、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。
- ・区は、災害時要援護者支援対策の着実な推進を図るため、区や関係機関[※]等が定期的に顔をあわせ、対策の進捗や課題等を共有する場を設ける。

※ 民生委員、高齢者あんしんセンター、介護保険事業者等

２ 避難所・避難場所等の指定・安全化

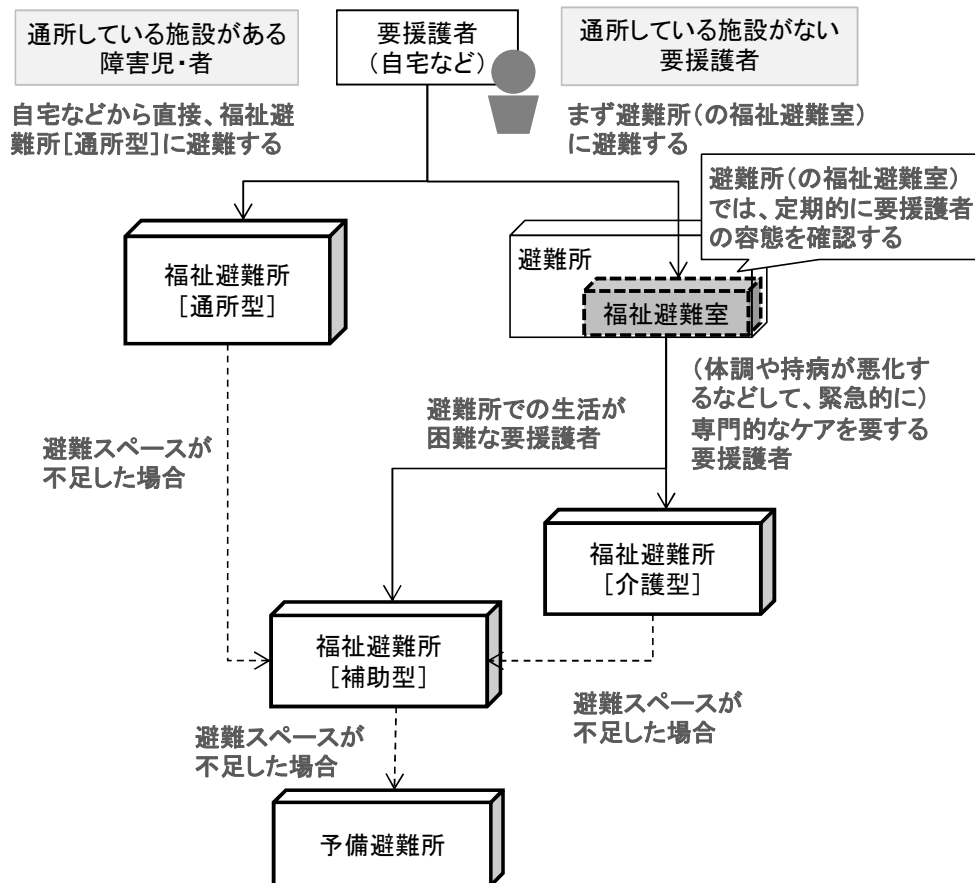
（１）災害時要援護者の避難態勢の強化 **拡充**

①「二次避難所」の「福祉避難所」への改称

- ・避難対象が災害時要援護者であることを区民に明確に伝え、災害時要援護者が必要とする環境の確保に努めるため、区は、現行計画にある「二次避難所」という名称を、「福祉避難所」へ改称する。

②災害時要援護者の避難体系の見直し

- ・区は、災害時要援護者の避難体系を見直す（次頁図参照）。特に、通所や通学している障害児・者に関しては、通所施設等に直接避難できるような態勢を整備する。



要援護者の避難体系 見直しイメージ

福祉避難所の定義及び施設の指定（案）

施設	定義及び開設のタイミング	施設
福祉避難室	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内に設ける、要援護者専用の避難スペース。また、要援護者の容態を定期的に確認し、福祉避難所等への移送等の必要性を判断する。 避難所と同じタイミングで開設する。 	避難所内の教室、保健室（畳のある部屋）等
福祉避難所 [通所型]	<ul style="list-style-type: none"> 特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち、日頃から各施設に通所している障害児・者*のための避難所。 *福祉作業所等に通所する障害者の方や、自閉症や知的障害をもつ子ども（のいる家族）など 避難所と同じタイミングで開設する。 	障害福祉センター、あすなる福祉園、若葉福祉園、特別支援学校、(民間)福祉作業所等
福祉避難所 [介護型]	<ul style="list-style-type: none"> 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち（緊急的に）専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所。 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、段階的に開設する。 	(民間)特別養護老人ホーム、(民間)介護老人保健施設等
福祉避難所 [補助型]	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所[通所型]及び[介護型]の定義には該当しない要援護者で、避難所での生活が困難な方のための避難所。あるいは、福祉避難所[通所型]及び[介護型]の避難スペースが不足した場合に開設する。 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 	ふれあい館、老人いこいの家
予備避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難所あるいは福祉避難所[通所型][介護型][補助型]の避難スペースが不足した場合に開設する、予備的な避難所。 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 	北とびあ、赤羽会館、滝野川会館、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、神谷体育館、区外宿泊施設

(2) 避難所等の安全確認態勢の強化 **拡充**

① 民間建築士等との連携の強化

- ・ 区は、災害発生時の、応急活動の拠点となる公共施設や避難所等について迅速な応急危険度判定を実現するため、関係団体との間に、震度5強以上の地震発生時の避難所等の点検や応急危険度判定の早期実施に関する協定の締結を進める。また、その一環として、各避難所等の点検等を担当する事業者等を、あらかじめ定めておく。
 - 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定（案）：東京都建築士事務所協会北支部
 - 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定（案）：北区建設業協会、北区電設工業会、北区管工会
- ・ 区は、民間建築士等との災害時の連絡態勢の整備を進める。その一環として、北区被災建築物応急危険度判定委員会が既に整備している会員用連絡ツール（メーリングリスト）の強化等を図る。
- ・ 区は、関係団体窓口での案内配布、また区ホームページによる周知等を通じ、民間建築士等に対し応急危険度判定員への登録や北区被災建築物応急危険度判定委員会への加入を呼びかける。

② 建物被災状況簡易チェックシートの作成

- ・ 区は、応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等に備え、施設長等も確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を作成する。
- ・ 区は、「建物被災状況簡易チェックシート」を用いて、施設長や学校参集職員等を対象とした実地研修等を行い、施設長等のスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

3 避難所の管理運営態勢の整備等

(1) 避難所運営マニュアルの作成 **拡充**

- ・ 区は、自主防災組織を主体とする避難所運営を支援するため、「避難所運営マニュアル」を作成する。マニュアルには特に、既往災害の教訓、災害時要援護者や女性等の視点、またペット対策等を盛り込む。
- ・ 各地区防災運営協議会では、地域の実情や協議会での協議等を反映し、各避難所版の「避難所運営マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用いて避難所運営訓練を行い、避難所運営に関するスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

(2) 避難所の鍵の預託の推進 新規

- ・区は、避難所の早期開錠に向けて、災害時に各避難所の設置・運営にあたる自主防災組織等に対して、避難所の鍵の預託を推進する。

(3) 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 拡充

① 学校参集職員の役割・人数等の見直し

- ・発災の時間帯に限らず、避難所の設置・運営の主体は自主防災組織となるが、夜間・休日等に発災した場合の避難所の初期運営のサポート態勢として、区では学校参集職員を設けている。
- ・区は、夜間・休日等に災害が発生した場合の、区による避難所の初期運営の支援態勢を強化するため、学校参集職員の役割、参集目標、活動期間等を再定義し「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定める。

学校参集職員の再定義（案）

- 役割：学校避難所の開錠、及び自主防災組織（及び避難者）を中心とした避難所運営態勢の確立に向けた支援
- 参集：発災後 60 分以内に徒歩あるいは自転車で参集する
- 活動期間：避難所管理運営委員会の活動が軌道に乗り、自主防災組織（及び避難者）による避難所運営態勢が確立するまで（発災から概ね 1 週間）

- ・区は、職員の交代も考慮し、学校参集職員の指定方法や人数を見直す。その際、業務継続計画を踏まえ、（仮称）防災職員住宅居住者の活用を検討する。

② 学校参集職員の活動支援

- ・区は、避難所に参集してから職場に復帰するまでの対応をまとめた「学校参集職員向け活動マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用い、地区防災運営協議会等とも連携して参集訓練や避難所運営訓練を行い、地域内連携の強化や学校参集職員のスキルの向上、またマニュアルの検証・充実を図る。

(4) 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 拡充

① 学校職員の活動支援

- ・平日昼間に災害が発生した場合、自主防災組織を主体とした避難所の設置・運営を早期に実現するには、学校職員による支援が不可欠である。そこで区は、「学校防災マニュアル」の改定を行う。その際、「避難所運営マニュアル」との整合を図る。
- ・各学校では、学校の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各校版の「学校防災マニュアル」を必要に応じて作成する。

②閉校施設の初期運営態勢の強化

- ・災害対策本部各部の業務を見直し、災対教育委員会事務局と連携した閉校施設の初期運営態勢の強化を図る。

(5) 福祉避難所の(初期)運営態勢の強化 **拡充**

①庁内態勢の(再)構築

- ・区は、福祉避難室における巡回態勢の構築、福祉避難所〔通所型〕・〔介護型〕・〔補助型〕及び予備避難所の開設・運営に向けて、災害対策本部各部の業務を見直し、庁内態勢の(再)構築を図る。
避難所以外の用途をもつ施設については、他用途との調整を図り、その活用や開設・運営態勢の構築を図る。
- ・特に(勤務時間外における)福祉避難所〔通所型〕の早期開設に向けて、区は、非常配備態勢を再定義し、あらかじめ「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備体制に関する要綱」等に定める。その際、業務継続計画を踏まえ、また専門的知識を有するOB職員や(仮称)防災職員住宅居住者の活用を検討する。

②福祉避難所の(初期)運営における自主防災組織、関係機関等との連携の強化 **拡充**

- ・区は、自主防災組織による福祉避難室の運営を支援するため、今後作成する「避難所運営マニュアル」の中に、福祉避難室の運営手順等についても記載する。
- ・〔再掲〕区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課が主体となり、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。
- ・区は、福祉避難所としての利用が考えられる施設の指定管理者との間に締結する指定管理約款に、今後、災害時の福祉避難所の運営業務を盛り込むことについて検討する。
- ・〔再掲〕区は、(災害時における福祉避難所の開設・運営も含む)要援護者支援対策の着実な推進を図るため、区関係各課や関係機関等が定期的に顔をあわせ、対策の進捗や課題等を共有する場を設ける。

(6) 避難所生活における女性への支援策の充実 **拡充**

- ・既往災害の避難所生活では、女性の視点からいくつもの問題点が浮かび上がった。例えば、女性への食事の準備や清掃等の役割分担による負担増加、女性リーダー不足による女性用物品の不足、妊婦や子育て家庭への配慮の不足など、混乱の中では男女共同参画の視点

が失われ、精神的・身体的な影響が大きく、その結果健康面での問題や、女性への暴力やセクハラなど社会的問題も生じている。

そこで区では、避難所管理運営委員会内に、避難所生活における女性の悩みの早期解決を目的とした相談窓口の設置・運営を支援する。

- ・区は、警察等と協力して、避難所等における女性相談員による巡回相談態勢の構築を行う。そのため、平時から警察等と協議を図っておく。

第10部 物流・備蓄・輸送対策の推進

【基本方針】

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要があります。

そこで本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保の実施態勢等についての対策を示します。

目次体系	主な取組
【基本方針】	
【予防対策】	
1 食料及び生活必需品等の確保	(1) 備蓄の充実 [拡充]
	(2) 災害発生時の物資等提供に向けた事業者等との連携の強化 [拡充]
	(3) 職員向け備蓄の推進 [拡充]
2 飲料水及び生活用水の確保	
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	
4 輸送車両等の確保	
【応急対策】	
1 備蓄物資の供給	
2 飲料水の供給	
3 物資の調達要請	
4 支援物資の受入れ・配分	
5 義援物資の取扱い	
6 輸送車両等の確保	
【復旧対策】	
1 多様なニーズへの対応	
2 炊き出し	
3 水の安全確保	
4 生活用水の確保	
5 物資の輸送	

【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 備蓄の充実 [拡充]

- ・ 区は、特に災害時要援護者や女性の視点をもって、備蓄の充実を図る。
- ・ 区は、平日昼間の発災に備えて、避難所内備蓄室（区立小中学校）への児童、生徒、学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象と

した施設（例えば保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）や、福祉避難所に指定されている施設の備蓄の充実化も図る。

- ・区は、備蓄を行う際、各品目について備蓄の優先性や適切な備蓄形態（例えば、在庫の購入、あるいは協定締結による流通備蓄など）等を精査する。

（２）災害発生時の物資等提供に向けた事業者等との連携の強化 **拡充**

- ・区は、地元の個人商店・商店街等と自主防災組織等との間に、災害発生時における物資等の提供に関する協定の締結を推進する。
- ・区は、区内事業者等に対する、災害発生時の物資等提供に関する意向調査を行い、支援が期待される事業者を把握して災害時応援協定の締結、また流通備蓄の活用等の推進を図る。

（３）職員向け備蓄の推進 **拡充**

- ・区として災害対応を遂行するため、災害対応職員向け備蓄（水、食料、毛布等）を推進する。また、職員用の休息スペース等の整備も検討していく。
- ・指定参集職員の安全な参集のための用具類を整備する。
- ・〔再掲〕区は、区職員向けに行動マニュアル手帳を作成し、災害対策業務の意識付けと区職員の個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。

第 1 1 部 放射性物質対策

【基本方針】

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から 220 km 離れている東京都においても、様々な影響を受けました。この間、北区においても、区民からの相談対応や放射線量の測定等、様々な対策を講じてきたところです。

東京都においても、地域防災計画（地震編）の中で放射性物質対策について新たに追記をしています。こうした動きも受け、区民の放射性物質に対する不安を軽減するため、北区でも相談態勢や放射線量の測定について地域防災計画に新たに記述します。

目次体系	
【基本方針】	
【予防対策】	
1 情報伝達体制の整備	
2 区民への情報提供等	
【応急対策】	
1 情報連絡体制	
2 区民への情報提供等	
【復旧対策】	
1 保健医療活動	
2 放射性物質への対応	

第 1 2 部 区民生活の早期再建

【基本方針】

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要です。

そこで本章では、り災証明の発行、生活相談のための総合相談窓口の設置、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、また、がれき処理等の区民の生活再建についての対策を示します。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
【予防対策】		
1 り災証明の発行準備	①り災台帳・り災証明書発行システム構築 ②データのバックアップ体制の構築	拡充
2 トイレの確保及びし尿処理		
3 ごみ処理		
4 がれき処理		
5 災害救助法等		
【応急対策】		
1 被災住宅の応急危険度判定		
2 被災宅地の応急危険度判定		
3 家屋・住家被害状況調査等	(1)家屋・住家被害状況調査態勢の強化 ①家屋・住家被害状況調査態勢の構築 ②家屋・住家被害状況調査要員の確保	拡充
	(2)住民への広報体制	拡充
4 義援金の募集・受付		
5 トイレの確保及びし尿処理		
6 ごみ処理		
7 がれき処理		
8 災害救助法等の適用		
9 激甚災害の指定		
【復旧対策】		
1 被災住宅の応急修理		
2 応急仮設住宅の供給		
3 一時提供住宅の供給		
4 被災者の生活相談等の支援	(1)総合相談窓口の体制整備と開設	拡充
	(2)り災証明の発行	拡充
	(3)巡回相談・出前型相談	拡充
5 義援金の募集・受付・配分		
6 被災者の生活再建資金援助等		
7 職業のあっ旋		
8 租税等の徴収猶予及び減免等		
9 郵便事業(株)の復旧・復興支援		
10 融資		
11 がれき処理の実施		
12 災害救助法の運用等		

【予防対策】

1 リ災証明の発行準備 **拡充**

①リ災台帳・リ災証明書発行システム構築

- ・区は、災害後、速やかに家屋・住家被害状況調査結果を整理するとともに、リ災証明発行や各種支援制度適用に必要な住民基本台帳等のデータを活用し、リ災台帳を作成（かつデータベース化）するため、その準備を進める。

GIS 地理情報システムの導入により、データの検索や被害内容の確認などの作業の効率化を図る。

②データのバックアップ体制の構築

- ・区は、近隣自治体や友好都市との協定に基づき、行政情報や住民データなどの重要データの保管など、震災時に備えたバックアップ体制の構築に努める。

【応急対策】

3 家屋・住家被害状況調査等

(1) 家屋・住家被害状況調査態勢の強化 **拡充**

①家屋・住家被害状況調査態勢の構築

- ・区は、震災後、速やかに家屋・住家に関する被害情報を収集し、被害状況の概要を把握するとともに、調査業務量を想定し、調査対象地域、調査手法・班編成、また、リ災証明発行時期との関係を考慮した調査期間等の調査方針を決定する。

その後は調査方針に基づき、必要な人員の確保、調査に必要な器材の調達・確保を行う。

②家屋・住家被害状況調査要員の確保

- ・区は、家屋・住家被害状況調査の実施に際し、必要な調査要員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。
- ・区は、震災後に区職員に対し、家屋・住家被害状況調査に関する簡易なトレーニングを実施し、災害対策本部各部からも応援職員を確保する。
- ・区は、平常時から区職員を対象に、家屋・住家被害状況調査に関する講習会や図上訓練などを実施し、同調査に関する人材の育成に努める。

(2) 住民への広報体制 **拡充**

- ・区は、家屋・住家被害状況調査や、り災証明について、広報紙の配布・掲示、報道機関等との連携により、区民への広報を実施する。
 - 被害認定調査、り災証明に関する業務の実施スケジュール
 - 被害認定調査と応急危険度判定との違い
 - り災証明の発行やり災証明によって受けられる支援制度など

【復旧対策】

4 被災者の生活相談等の支援

(1) 総合相談窓口の体制整備と開設 **拡充**

- ・区は、震災後の地域の実情及び被災者の利便性を考慮し、区内3か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）に総合相談窓口を開設する。なお、復興本部は、震災後、地域の被災状況や被害規模等を考慮し開設場所を決定する。
- ・区は、復興本部事務局に総合相談窓口対応班を設置し、各総合相談窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を行う。各担当部課は、復旧・復興期の以下のような相談業務等を総合相談窓口において担当する。
 - 住宅関連：応急仮設住宅の入居、公営住宅・空き家等のあっせん、応急修理等建築相談、ガレキ処理等の相談
 - り災証明の申請・発行、見舞金・義援金の申請、弔慰金・支援金申請、税等の減免・猶予、紛失証明書等の発行等の受付・申請
 - 個人、事業者を対象とした各種融資等の案内
 - その他の相談・受付業務：健康福祉・教育、各種法律相談、雇用・就業あっ旋、ボランティアの受付、建築制限に関する相談、行方不明者の搜索等
- ・区は、警察署、消防署等とも密に連携を図り、必要に応じて区が開設する総合相談窓口への参画などを要請する。
- ・区は、総合相談窓口を開設した場合は、速やかに区民に広報し、その周知を図る。

(2) り災証明の発行 **拡充**

- ・区は、区内3か所に開設する総合相談窓口で、り災証明書を発行する。発行にあたっては、消防署と連携を目指す。
- ・区は、り災証明の発行に際し、必要な人員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。

- ・区職員が、り災証明発行手順に習熟しておくためにも、区は平常時から対応マニュアルを作成し、そのマニュアルを用いて訓練を実施しておく。

(3) 巡回相談・出前型相談 **拡充**

- ・震災直後から復旧・復興過程において、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化する。そこで区は、避難所や仮設住宅等への巡回相談や、相談員の派遣等による心のケア等出前型の相談対応を目指し、高齢者あんしんセンター等と連携し、専門ボランティアの確保に努める。

第3編 災害復興計画

目次体系	主な取組	
第1部 復興の基本的な考え方		
1 復興の基本的な考え方		更新
2 北区震災復興マニュアル		拡充
第2部 復興本部		
1 復興本部の設置	(1) 復興本部事務局の設置	拡充
	(2) 復興本部の組織体制	拡充
2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係		
3 復興本部における各部の分掌事務	(1) 復興本部における各部の分掌事務イメージ	拡充
	(2) 復興に関わる専門職員の確保	拡充
	(3) 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化	拡充
第3部 震災復興計画の策定		
1 震災復興基本方針の策定	(1) 復興方針、復興ビジョンの早期策定と提言	拡充
	(2) 復興計画策定委員会（仮称）の設置	新規
2 震災復興計画の策定		
3 特定分野計画の策定		

第1部 復興の基本的な考え方

1 復興の基本的な考え方 拡充

大規模な災害が発生した時は、速やかに復興の基本方針、復興実現のための目標を定めて対策を講じる必要があります。一方で、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものです。

そこで、復興対策を迅速かつ計画的に実施するためには、復興本部体制の構築が重要となります。発災当初は、各種の応急対策が災害対策本部を中心に実施されますが、復興対策が本格的に求められる時期になった際に各種業務が円滑に進められるよう、早期に復興本部の設置もめざします。

復興に際しては、くらし・まちの再生、安全・安心なまちづくりをめざして、市街地、住宅、保健・医療・福祉、産業などの各施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 北区震災復興マニュアル 拡充

- ・復興方針や復興計画に基づき、多岐にわたる復興事業を円滑に進めていくためには、事前に復興事務の手引となる「震災復興マニュアル」が必要です。マニュアルには、復興本部体制の構築、復興計画

の策定方法、各分野（都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興）の復興施策推進方法などについて定めておきます。区では、平成 25 年度を目標に、マニュアルの整備に努めます。

第 2 部 復興本部

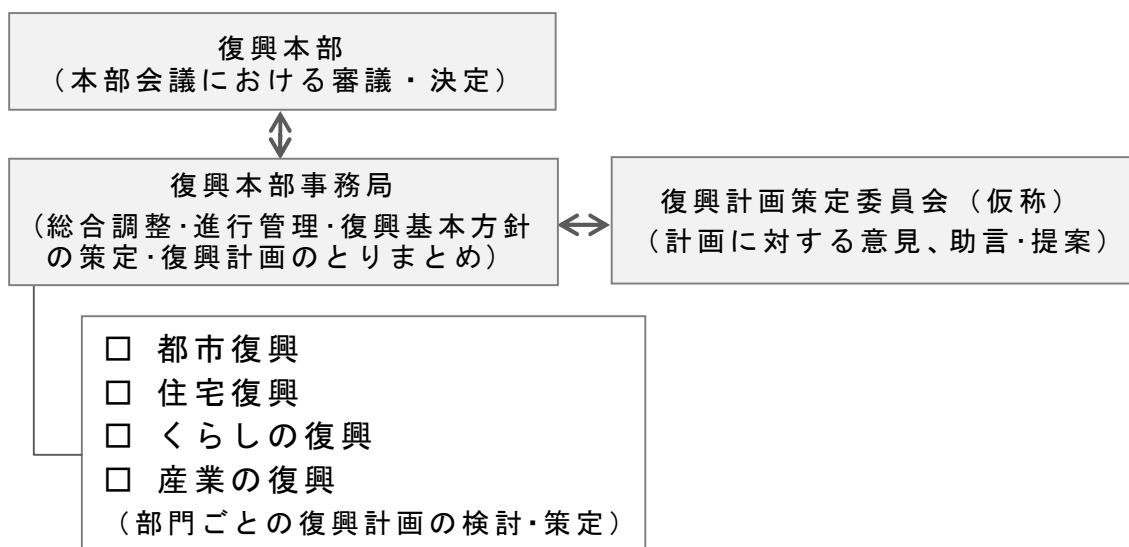
1 復興本部の設置

(1) 復興本部事務局の設置 **拡充**

- ・区は、復興本部の速やかな設置・運営を目指し、「復興本部事務局」を設置する。なお、復興に関わる活動は、震災直後の応急対策の段階から徐々に進展していくものであるため、事務局の設置にあたっては、災害対策本部の活動と並行して、政策経営部が中心となり、その体制準備を図っていくものとする。
- ・復興本部事務局長（正）は、政策経営部長とし、事務局次長（副）は、まちづくり部長とする。事務局員は、政策経営部、まちづくり部、危機管理室及び関係課室に所属する職員のうちから事務局長が指名する。
- ・さらに復興活動が長期化する中では、区は「復興対策室」（もしくは「復興推進室」）を常設し、専任職員を配置させ、復興事業の円滑な推進に努める。

(2) 復興本部の組織体制 **拡充**

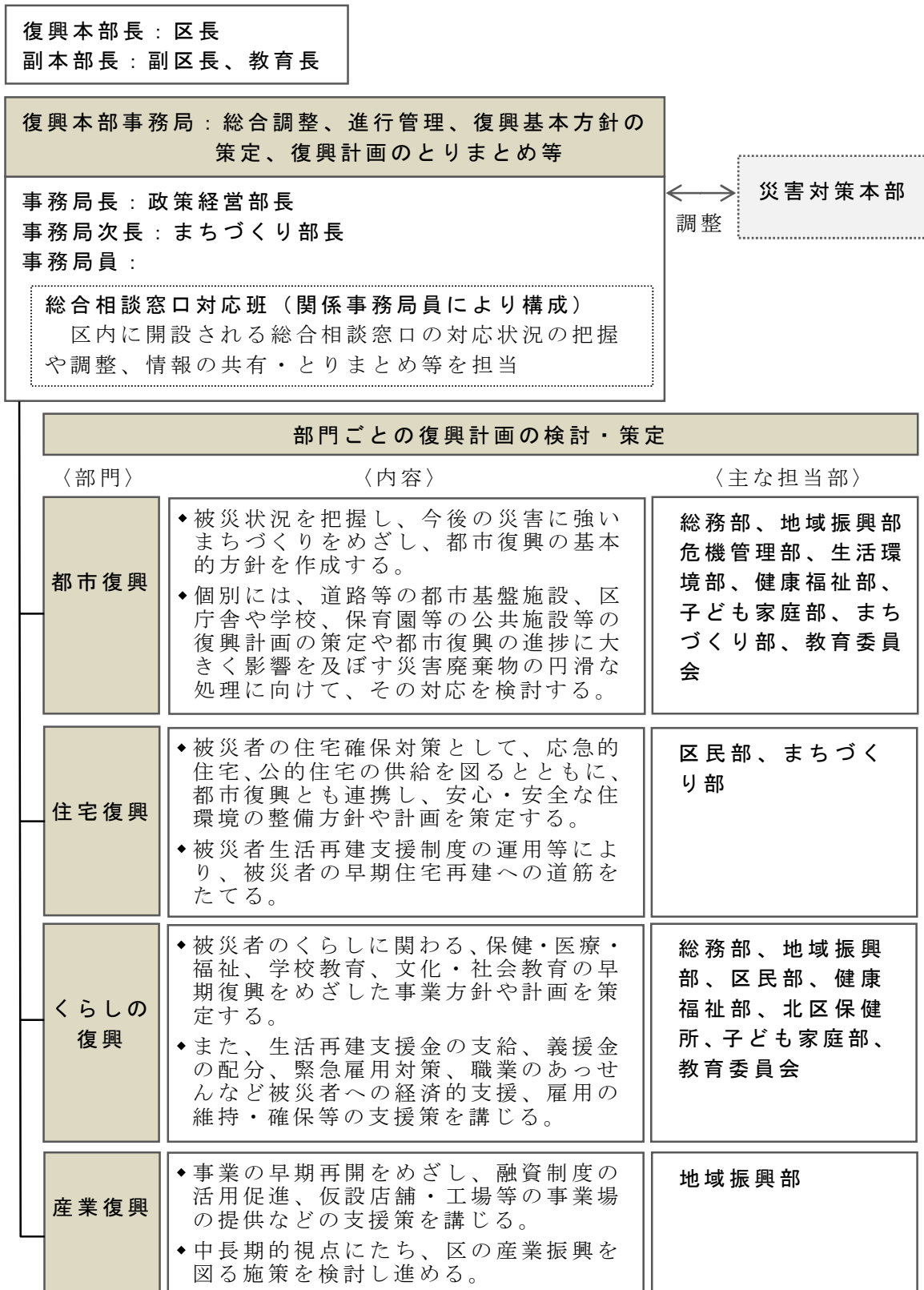
- ・復興本部、復興本部事務局、復興計画策定委員会（仮称）の関係を、下図に示す。
- ・区は、職員の不足が予想される部門・職種に対しては、庁内から弾力的に職員を配置することに努める。



3 復興本部における各部の分掌事務

(1) 復興本部における各部の分掌事務イメージ 拡充

・以下に、復興本部の所掌事項と担当部（案）を示す。



(2) 復興に関わる専門職員の確保 **拡充**

- ・区は、復興に関わる活動を推進する上で、専門的技術や知識を必要とする業務に関する職員の不足を補完するため、災害発生後に都や他自治体に専門職員の応援を要請する。
- ・区は、あらかじめ復興支援を盛り込んだ、他自治体との災害時相互応援協定の締結に努める。

(3) 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化 **拡充**

- ・[再掲] 区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課が主体となり、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

第3部 震災復興計画の策定

1 震災復興基本方針の策定

(1) 復興方針、復興ビジョンの早期策定と提言 **拡充**

- ・復興本部は、復興方針、復興の年次目標等について、震災後速やかに策定し、区民に提示する。
- ・区民への公表については、公聴会や説明会の開催、広報紙「(仮称)復興ニュース」の作成・配布等により行う。

(2) 復興計画策定委員会(仮称)の設置 **新規**

- ・復興計画の検討や事業の推進には、法制度、都市計画、福祉等の復興に関連する専門的な知見が必要となり、また、地域と一体となって進めていくという観点から、各分野の専門家(学識者等)や住民組織・各種団体の代表者の参画による復興計画策定委員会(仮称)を設置する。

風水害対策編

北区では、全国的な傾向と同様に、近年特に台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫、いわゆる都市型水害が多発しています。

一般的に台風等とゲリラ豪雨では被害の様相は大きく異なりますが、北区ではこれまでの経験から、いずれの場合も石神井川の溢水による周辺地域への浸水が発生するおそれがあることがわかっています。また台風は、ある程度の経過予測が可能なために事前対応が可能です。発生予測が困難なゲリラ豪雨では即時対応を求められます。また、いずれの場合にも、必要な水防活動や避難行動は同じですが、ゲリラ豪雨が勤務時間外に発生した場合は、時間だけでなく人手もない状況下において、(台風と同様の)水防活動や区民の避難支援を行っていかなくてはなりません。

そこで、今回の地域防災計画の改定に伴い、その発生頻度や北区の災害特性等から特に対策の必要性が高いと考えられる、水防本部態勢下での都市型水害等への対応についての今後の取組方針を以下に示します。

目次体系	主な取組	
【基本方針】		
第1部 総則		
第2部 災害予防		
第1章 河川の現況及び改修計画		
第2章 水防に関する施設計画		
第3章 都市施設防災計画		
第4章 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災計画		
第5章 水防資機材・施設及び水防工法		
第6章 水防訓練計画		
第7章 防災訓練		
第8章 防災教育	(1) 都市型水害対策リーフレットの作成	拡充
	(2) 地区防災運営協議会等に対する周知・啓発	拡充
	(3) 北区防災気象情報メール配信サービスの登録推進	拡充
第9章 気象情報		
第3部 水防態勢		
第1章 水防本部・災害対策本部	(1) 新たな水防本部態勢の構築	拡充
	(2) 応援及び受援態勢の構築	拡充
	(3) 水防本部要員の活動支援	拡充
第4部 活動計画		
第1章 水防活動計画		
第2章 水害情報の収集・伝達	(1) 災害時等に提供する情報内容等の検討	拡充
第3章 応急活動計画	(1) 都市型水害時の避難体系の見直し	拡充
	(2) 石神井川に特化した対策の推進	拡充
第4章 都市施設応急対策		
第5章 急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策		
第6章 公共土木施設応急対策		
第7章 流木対策		
第5部 災害復旧		
第6部 北区荒川・石神井川などの洪水ハザードマップ		

第2部 災害予防

第8章 防災教育

(1) 都市型水害対策リーフレットの作成 **拡充**

- ・区は、日頃からの各家庭での備えや、都市型水害が発生するおそれが高まる中、雨が降り始めた後の行動のポイント等について記した「都市型水害対策リーフレット」を作成する。
リーフレットでは特に、台風とゲリラ豪雨、河川氾濫と内水氾濫の事象及び特性の違い、またそれぞれの場合にとるべき行動や注意事項等を整理して示す。

(2) 地区防災運営協議会等に対する周知・啓発 **拡充**

- ・区は、地区防災運営協議会等を基盤とした、都市型水害対策の実施を支援する。
- ・[再掲] 区は、「災害時要援護者名簿」の利活用、また消防署が災害時要援護者世帯を対象として実施する「総合的な防火防災診断」等により、特に被害が懸念される堀船・豊島地域における、災害時要援護者の避難支援態勢の構築を支援する。

(3) 北区防災気象情報メール配信サービスの登録推進 **拡充**

- ・区は、区民等の災害に対する先行的な行動を促す一手段である「北区防災気象情報メール配信サービス」への登録を推進する。そのために、地区防災会議等に出向くとともに、区民まつりや防災訓練会場にメール配信サービス登録コーナー等を設置するなどして、登録を支援する。

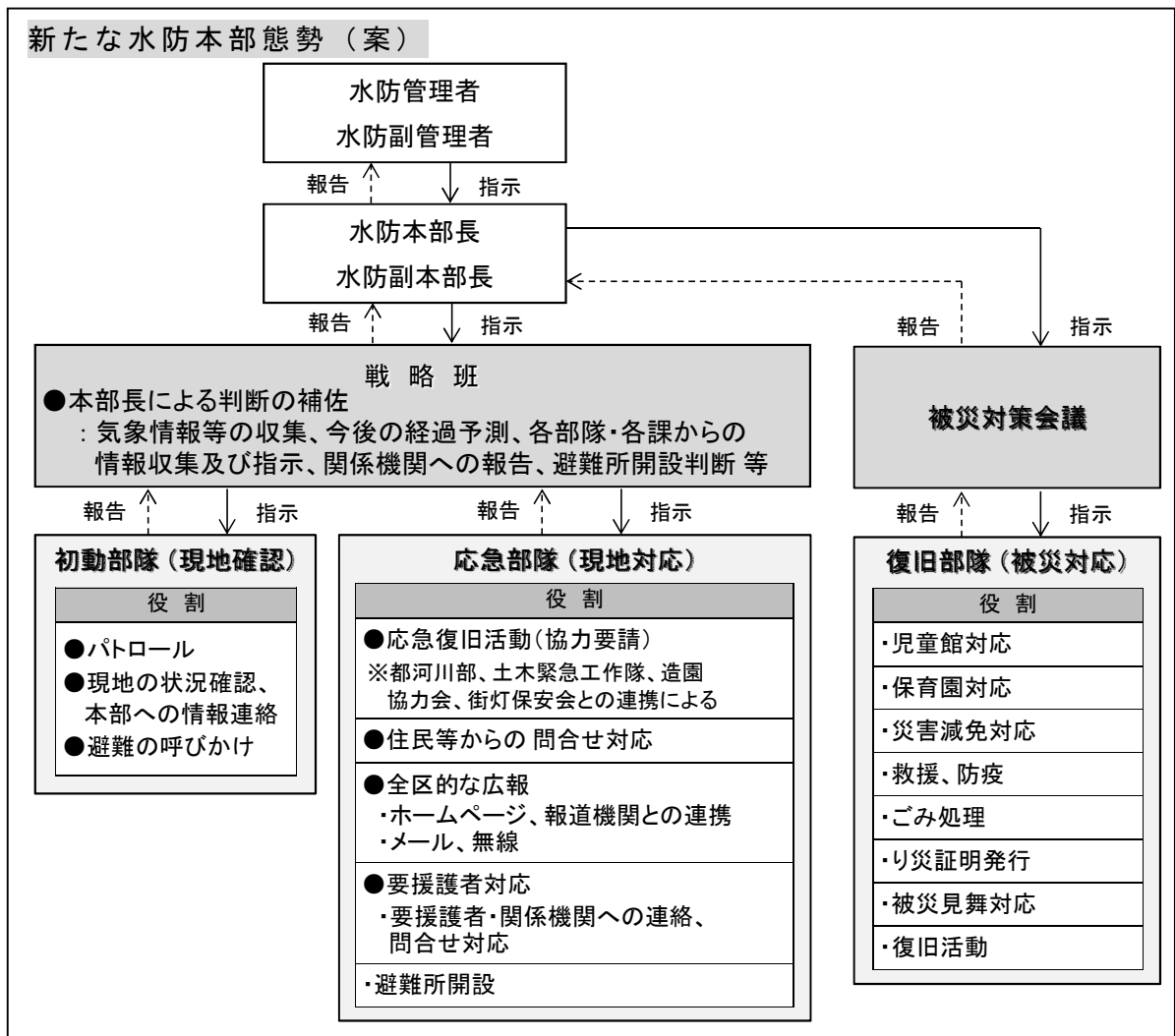
第3部 水防態勢

第1章 水防本部・災害対策本部

(1) 新たな水防本部態勢の構築 **拡充**

- ・より多様な事態を想定し、一層の機動力をもって水防活動にあたることを目指して、区は、現行の水防本部態勢を見直し、新たな水防本部態勢を構築する。
- ・都市型水害が発生した場合、区は、水防本部長及び戦略班のもと、現地確認を担う初動部隊と、現地対応を担う応急部隊を組織して災害対応にあたる（次頁図参照）。竜巻、突風等の発生時にも、同様の態勢をとる。
- ・新たな水防本部態勢下で、区は、特に緊急性が高いと考えられる業務（次頁の図で●のついた業務）から取り組む。

- ・区は、甚大な被害が想定される地域の地域振興室には、地区本部を設置し、そこを拠点として現地の状況確認や本部への情報連絡等を行う。
- ・区は、水防本部に「被災対策会議」を設置し、復旧部隊を組織して被災対応にあたる。
- ・区は、新たな水防本部態勢の運用に向けて、災害のレベルに応じた第1～3次までの配備態勢、及び態勢に伴う参集基準を検討し、「水防活動マニュアル」を改訂する。その際、業務継続計画を踏まえ、(仮称)防災職員住宅居住者の活用を検討する。



(2) 応援及び受援態勢の構築 **拡充**

- ・[再掲] 区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課が主体となり、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

(3) 水防本部要員の活動支援 拡充

- ・区は、「水防活動マニュアル」を用いて、水防本部設置・運営訓練を定期的・継続的に実施し、水防本部要員等のスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

第4部 活動計画

第2章 水害情報の収集・伝達

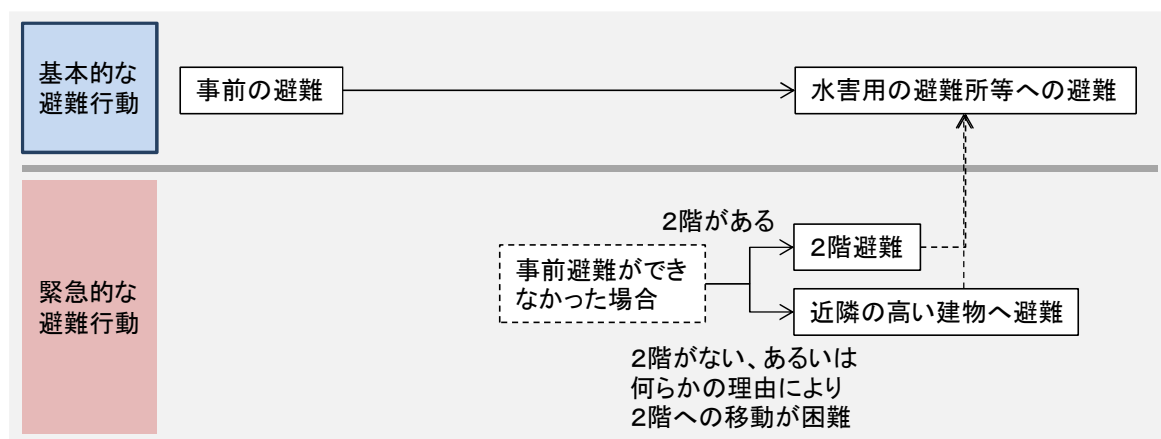
(1) 災害時等に提供する情報内容等の検討 拡充

- ・区は、区民等の災害に対する先行的な行動を促すため、その一環として、都市型水害の経過等に応じた段階的な情報提供を目指し、各段階で提供する情報の内容や手段等を整理する。
過去の災害を踏まえて、石神井川上流でゲリラ豪雨等が発生した場合は、区民に対し注意・喚起を促す情報をエリアメールの活用を含め配信することを検討する。

第3章 応急活動計画

(1) 都市型水害時の避難体系の見直し 拡充

- ・区は、都市型水害時の避難行動を明確化し、区民に周知する。
基本的な避難行動 → 避難勧告に基づく、水害用の避難所等への事前避難
緊急的な避難行動 → 堅牢な建物の2階以上への避難



都市型水害時の避難体系（案）

(2) 石神井川に特化した対策の推進 拡充

- ・ 区は、石神井川の増水・浸水被害の特徴や、緊急的な避難行動（2階避難等）の必要性等について記した、石神井川に特化した水害対策マニュアルを作成する。
- ・ **【再掲】区は**、「災害時要援護者名簿」の利活用、また消防署が災害時要援護者世帯を対象として実施する「総合的な防火防災診断」等により、特に被害が懸念される堀船・豊島地域における、災害時要援護者の避難支援態勢の構築を支援する。

4 今後の課題

今回の平成24年改定では、昨年度の「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」を中心に国や都の動きも受けて、大幅な改定に取り組んできたところです。しかしながら、日本、首都東京、そして北区で起こりうる自然災害に関しては、現在研究あるいは検討がなされている課題がまだ残されています。

なかでも、北区においてもその影響が想定され、対策を講じる必要がある事態に、荒川の氾濫、急傾斜地等（がけ・擁壁）の崩壊、液状化の発生、一部河川敷の津波による浸水などがあげられます。

まず、荒川の氾濫については、国が「首都圏大規模水害対策大綱」をとりまとめ、これを受けて現在、都が広域避難シミュレーション等の検討に着手しているところです。区では、こういった動向を注視し、平成25年度以降に、対策の検討に取り組みます。

また、急傾斜地等（がけ・擁壁）及び液状化については、いずれも現在、都が、がけ地等の調査や、新たな液状化予測図の作成を進めているところです。区では、それらの結果を踏まえて、今後、必要な対策を検討していきます。

さらには、南海トラフに起因する巨大地震、また富士山噴火等についても、最新の科学的知見等に基づく正しい情報を把握し、防災関係機関と有効な連携を図りながら、北区への影響や必要な対策を検討し、「北区地域防災計画」の修正に取り組んでいくことが必要と考えています。